

徳島県トラック運送事業者「エコ・チャレンジ」支援金支給要綱

（目的）

第1条 知事は、昨今の「中東情勢」などによる燃油価格高騰により影響を受けているトラック運送事業者であって、燃費向上や環境配慮に取り組む事業者に対して、予算の範囲内で、徳島県トラック運送事業者「エコ・チャレンジ」支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人をいう。
- （2）「トラック運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営業者をいう。
- （3）「対象車両」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、徳島運輸支局又は軽自動車検査協会徳島事務所で登録等された事業用自動車をいう。

（支援金の支給対象者等）

第3条 支援金の支給対象となる事業者（以下「支給対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- （1）トラック運送事業者であって、中小企業者であること
- （2）県内に本社、支店又は営業所等を有する者
- （3）燃費向上や環境配慮に向けたエコ・チャレンジの取組を宣言し、継続して推進する者

（支援金の支給額等）

第4条 支援金の支給額等は、別表に規定するとおりとする。

（支援金の支給申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支給申請書兼請求書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- （1）支援対象車両一覧表兼集計表（様式第2号）
- （2）徳島県トラック運送事業者「エコ・チャレンジ」支援事業 宣言書（様式第3号）
- （3）対象車両の自動車検査証記録事項の写し
- （4）その他知事が必要と認める書類

(支援金の支給決定)

第6条 知事は、申請者から前条の規定による支援金の支給申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を審査して、支給又は不支給を決定し、その結果を申請者に対し書面により通知するものとする。

(支援金の支給)

第7条 知事は、前条に規定する支給決定後に、支援金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）から提出されている支給申請書兼請求書（様式第1号）に基づき、支援金を支給するものとする。

(支援金の支給決定の取消等)

第8条 知事は、支援金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、支援金の支給を受けたとき。
- (3) 自己又は自社もしくは自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当するに至ったとき。

(支援金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により、支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
2 前項の規定により、支援金の返還を命ぜられた者は、知事が指定する期日までに、別に指示する方法により支給された支援金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第10条 前条の規定による支援金の返還に係る加算金及び延滞金については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）第15条の2の規定を準用する。この場合において、「補助事業者」とあるのは「支給決定者」と、「第14条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消し」とあるのは「第8条の規定による支援金の支給決定の取消し」と、「補助金」とあるのは「支援金」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行する。

別表

支給対象車両の種別	支援金の支給額
普通自動車	対象車両1台あたり 31,000円
小型自動車	対象車両1台あたり 16,000円
軽自動車	対象車両1台あたり 7,000円